

周南市石船温泉憩の家 指定管理者申請要項

この要項は、下記施設について、周南市石船温泉憩の家条例に基づく指定管理者を選定するために必要な事項を定めます。

(1) 施設の目的

本施設は、昭和47年に、高齢者の心身の健康と生きがいづくりを促進するとともに、地域住民や他地域からの来訪者との共同利用により、ふれあい交流を進める場とすることを目的として開設しました。

(2) 施設の概要

- ① 名称 周南市石船温泉憩の家
- ② 所在地 周南市大字鹿野上1667番地の4
- ③ 施設規模
 - ア 敷地面積 2,813.00 m²
 - イ 建物面積 737.50 m²
 - ウ 建物構造 鉄筋コンクリート造一部木造2階建
 - エ 建物概要 客室〔5室〕33.26 m²、交流施設118.56 m²、浴室及び脱衣室74.9 m²、食堂30.54 m²、厨房37.80 m²、ラウンジ56.00 m²、事務室25.12 m²、デイサービスルーム126.96 m²
- ④ 開館時間・休館日
 - ア 休館日 毎週火曜日
 - イ 開館時間 午前11時より午後9時まで

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日及び開館時間を変更することができます。

(3) 管理の条件

- ① 指定管理者が行う業務
 - ア 基本的な業務（入浴、休憩及び宿泊に関する業務等）
 - イ 施設の維持管理に関する業務
 - ウ 利用料金の収納に関する業務

エ その他の業務

- (1) 利用促進に関する業務
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 事業計画書等の作成

オ 各業務内容に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めます。

② 利用料金の取扱いについて

指定管理者は、施設利用に係る利用料金を収入として収受し、事業運営等に資する目的に使用することができます。

また、公益上特に必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、減額又は免除をすることができます。

③ 自主事業

定められた指定管理業務に支障の出ない範囲で、指定管理者は自ら企画した業務を行うことができます。

自主事業を行う場合には、事前に市の承認が必要です。

自主事業に係る費用については、すべて指定管理者の負担となります。

(4) 管理の基準等

- ① 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- ② 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 施設の運営に関して、必要な情報公開を積極的に行うことにより、周南市民、利用者の信頼を得る努力をすること（情報公開取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどをいいます。）。
- ④ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。（個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどをいいます。）
- ⑤ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めます。

(5) 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 指定管理料（上限額）

上記の期間において、指定管理料上限額（1年間） 20,188,000円（税込）

(7) 指定管理料の支払い方法

口座振替

(8) 管理に要する経費

- ① 申請時に、収支計画書等で明記してください。
- ② 年度予算の範囲内において、個別協定に基づいて、業務履行月ごとに支払います。細目的事項については、協議のうえ協定で定めます。
- ③ 法人格のない団体であっても指定管理者となることで、法人税等の納税義務者となる場合があります。

(9) リスク分担に関する事項

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設の管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、周南市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設の管理運営の継続が困難と認められる場合は、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ③ ①又は②により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は周南市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- ④ 指定管理者に責任がない場合の指定管理者と周南市の基本的な責任分担の考え方は別途リスク分担表として、細目的事項について、協議のうえ協定で定めます。

(10) 事業報告について

- ① 毎月終了後10日以内に、その月の管理の業務に関する事業報告をしてください。
- ② 毎年度終了後60日以内（指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内）に、その年度の管理の業務に関する事業報告書を提出してください。

(11) 指定管理者評価制度について

条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、指定管理者の評価を実施します。

(12) 公共施設の再配置について

周南市では、行財政改革をより積極的に推進するため、「公共施設の再配置」に本格的に取り組むこととしており、この取り組みが進捗した場合は、指定管理期間中に施設を廃止することがあります。

その場合において、周南市は、事前に指定管理者と協議を行います。

(13) 申請の手続きについて

① 申請期間

令和2年12月24日(木)～令和3年1月15日(金)午後5時15分必着(郵送可)

② 提出先

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課

電話番号：0834-22-8461 FAX番号：0834-22-8251

③ 提出書類

申請に当たっては、別紙「提出書類の作成要領」を参照のうえ作成され、提出してください。周南市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

申請者は、正本1部を提出してください。

④ 質問の受付等

ア 受付期間

令和2年12月28日(月)から令和3年1月8日(金)の午後5時15分まで。

イ 受付方法

質問票(別紙様式による)に記入のうえ、提出してください。なお、FAX又は電子メールでの提出も受け付けます。

FAX番号：0834-22-8251

電子メール：koreishien@city.shunan.lg.jp

ウ 回答方法

令和3年1月13日(水)にFAX又は電子メール回答します。

⑤ 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、周南市は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがあります。なお、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しません。

⑥ 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

⑦ 指定管理者の候補者の選定の基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、申請の内容について、次の選定の基準に基づいて審査します。

ア 申請資格

- a 周南市内に事務所を置く法人又は団体
- b 法人又は団体で、施設管理業務が可能であること。
- c 法人若しくは団体又はその代表者が、次に該当する場合は応募できません。
 - ・法律行為を行う能力を有しない場合
 - ・破産者であつて復権を得ない場合
 - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、周南市における一般競争入札等の参加を制限されている場合
 - ・申請期間の初日前2年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合
 - ・申請期間の初日前2年間で、指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
 - ・国税、県税又は市税を滞納している場合
 - ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等である場合。

※提出された、法人登記事項証明書等に基づき、警察への照会を行います。

イ 管理運営の基本方針（施設の目的、市民の平等利用等に対する考え方）

ウ 申請団体の事業実績・経営状況

エ 公民協働についての認識、基本的考え方（住民、地域団体、法人又は団体と周南市の協働及び連携）

オ 管理運営について

- ・関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- ・事故が起きた場合の対応策
- ・地震、火事、その他災害等の緊急体制と対策
- ・利用者からの要望、意見（苦情を含む。）の集約方法、実施方法及び体制
- ・情報公開、個人情報保護

カ 管理経費の削減方法について

キ 施設の利用促進等について

ク アからキを踏まえた施設の管理運営体制について

- ・組織体制
- ・職員数と職員の業務内容、資格等
- ・平日、土曜日、日曜日及び休日の職員の配置人数
- ・委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受託者への指導体制）

⑦ 審査の実施に当たっては、総配点の100分の60を最低基準とします。なお、絶対的条件・経営能力・事業計画書の中で、1項目でも0点があれば、失格とします。

審査項目と配点は次の通りです。

| | 審査項目 | 視点 | 配点 |
|-----------|--|--|-----|
| 絶対的 条件 | 申請資格 管理運営基本方針 | 提出書類が、申請要項や仕様書に添ったものか 施設の目的、市民の平等利用等が守られているか | 20点 |
| 経営 能力 | 経営能力 専門性 規則・規定の整備 情報公開・個人情報保護 稼働率向上・利用者数増加 危機管理 災害時対応 他 | 資力や事業実績はあるか 専門的な知識を備えているか 諸規定類が整備されているか 情報公開・個人情報保護への対応は取られているか 稼働率の向上や利用者数の増加への取組みが見られるか 防災体制、施設内事故等の危機管理は適切か 災害時の避難場所として、周南市との連携があるか など | 50点 |

| | | | |
|-------|---|--|------------|
| 事業計画書 | 施設目的理解度 目標管理 地域連携・支援 適正な業務委託 職員採用・配置 利用者要望・意見 集約 経費（提案額） | 施設の目的を理解しているか 施設の目的に沿った適切な目標が設定されているか 公民協働の視点からの、地域との連携や支援があるか 業務委託の選定方法が適切で透明性があるか 職員採用及び配置の考え方は適切か 利用者からの要望・苦情・意見を集約し、改善につなげる体制や方法があるか 管理経費の削減方法があるか | 130点 など |
| | 他 | | |

- ⑧ 候補者決定後、審査結果について公表します。公表事項は、候補者の名称、評価点（合計及び審査項目点）、選定理由とします。

(14) 指定管理者の指定手続

- ① 一次審査（書類審査） 令和3年1月中旬予定
- ② 指定管理者候補者の決定
- ③ 指定管理者の指定

周南市議会の議決を経て、市長が指定し、指定通知書により通知します。（令和3年3月下旬の予定）

- ④ 指定の期間を通じた基本協定を結びます。
- ⑤ 各年度当初予算議決後、年度ごとの個別協定を結びます。
- ⑥ 保証金について

この協定の保証金については、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）第48条の規定を準用します。（免除については同条第3項の規定を準用します。）。

(15) 指定管理者の公表

周南市公告式条例の規定により公告し、かつ本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口に掲げ置きます。また、周南市広報及び周南市公式ホームページに掲載します。